

平成21年7月15日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 五味路子
平成21年(ネ)第2224号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第2191号)

口頭弁論の終結の日 平成21年6月3日

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

東京都墨田区東駒形四丁目7番2号ツバセスP10東駒形412号

被 控 訴 人 株式会社K・モンスター

同代表者代表清算人 中 矢 [REDACTED]

埼玉県 [REDACTED]

被 控 訴 人 井 上 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

被 控 訴 人 川 本 [REDACTED]

上記3名訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人が当審において追加した請求に基づき、被控訴人らは、控訴人に対し、原判決が支払を命じた金員のほかに、連帯して、532万円及びこれに対する被控訴人株式会社K・モンスターについては平成20年2月7日か

ら、被控訴人井上■■■■■については同月10日から、被控訴人川本■■■■■については同月3日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 控訴費用及び控訴人が当審において追加した請求に係る訴訟費用は、被控訴人らの負担とする。

4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人らは、控訴人に対し、原判決が支払を命じた金員のほかに、連帯して、532万円及びこれに対する被控訴人株式会社K・モンスターについては平成20年2月7日から、被控訴人井上■■■■■については同月10日から、被控訴人川本■■■■■については同月3日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 控訴人が当審において追加した請求

被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、532万円及びこれに対する被控訴人株式会社K・モンスターについては平成20年2月7日から、被控訴人井上■■■■■については同月10日から、被控訴人川本■■■■■については同月3日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(上記控訴人が当審において追加した請求と上記控訴の趣旨(2)に係る請求とは、選択的な関係である。)

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、被控訴人株式会社K・モンスター（以下「被控訴人会社」という。）の従業員との間で、「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する金の売買を差金決済によって取引する契約を締結したが、上記取引は、賭博行為に当た

りであるから、これを引用する。

控訴人が当審において追加した請求に係る当事者の主張は、次の(2)のとおりである。

(1) 原判決の補正

7頁1行目末尾の次に、改行して次のとおり加える。

「なお、前記(3)の控訴人が管理していた2つの預金口座から被控訴人会社が無断で引き出した489万円については、いずれの預金口座も控訴人の実兄である内藤■(以下「■」という。)の名義ではあるが、その預金はいずれも控訴人及び敦の財産として費消されており、単に控訴人が管理するにとどまらず、自己の財産として使用権限を有していたのであるから、控訴人が損害賠償請求権の行使の主体たり得るものというべきである。」

(2) 控訴人が当審において追加した請求に関する当事者の主張

ア 請求原因

原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2(3)記載の預金口座に預けられていた預金は、■が出捐したものであって、預金者は■である。

■は、被控訴人らに対し、高橋又は帆角が上記預金口座から無断で合計489万円を引き出した行為に関して同額の金員及び弁護士費用相当額43万円の合計額である532万円の損害賠償請求債権を有する。

■は、平成21年3月19日、控訴人に対し、上記損害賠償請求債権を譲渡した。

これ以外の請求原因事実は、控訴人の原審からの請求の請求原因と同じである。

イ 請求原因に対する被控訴人らの認否

請求原因事実は、争う。

第3 当裁判所の判断

1 控訴について

当裁判所も、控訴人の原審からの請求は、原判決が認容した限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から5までに説示するとおりであるから、これを引用する。

- (1) 10頁末行の「実兄である■■■」を「■■■」に改める。
- (2) 11頁16行目の「受けたこと」の次に「及び後記認定のとおり帆角又は高橋が本件預金口座2及び本件預金口座3から無断で金員を引き出したこと」を加える。
- (3) 12頁15行目から24行目までを次のとおり改める。

「(2) 被控訴人会社による引出しに係る預金

これに関する損害賠償請求については、控訴人は、当審において、これと選択的な関係にあるものとして、前記の新請求を追加し、後記認定のとおり、当裁判所は、新請求を全部認容するから、判断する必要がない。」

2 控訴人が当審において追加した請求について

- (1) 前記引用に係る原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の3において認定したとおり、本件預金口座2及び3から合計489万円が引き出されたところ、■■■又は控訴人において、このような引出しが必要であったことを示す証拠はないから、これらがキャッシュカード及び暗証番号を入手していた高橋又は帆角によるものであると推認される。
- (2) 証拠（甲5の2・3、控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、本件預金口座2は、■■■の給与が振り込まれる口座であり、本件預金口座3は、■■■が相続した母の預金を預け入れるために開設された口座であって、平成18年12月5日、遺言執行者によって、■■■が相続した母の預金が振り込まれており、いずれの預金も■■■が出捐したものであって、預金者は■■■であると認められる。

そうすると、上記高橋又は帆角による489万円の無断引出しにより、
に同額の損害が生じたものと認められる。

そして、証拠（甲22の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、■は、平成
21年3月19日、被控訴人らに対する上記預金無断引出しに係る489万
円の損害賠償請求債権を控訴人に譲渡したことが認められ、これに反する証
拠はない。

(3) 本件取引の違法性その他上記(1)以外の請求原因については、上記「1 控
訴について」に記載のとおりである。

(4) 本件事案の内容、控訴人が当審において追加した請求についての認容額等
を考慮すると、控訴人が当審において追加した請求に係る、被控訴人らの不
法行為との間に因果関係のある弁護士費用の額は、43万円と認めるのが相
当である。

(5) 以上によれば、控訴人が当審において追加した請求に基づき、被控訴人ら
は、控訴人に対し、連帯して、532万円及びこれに対する、いずれも訴状
送達の日翌日である被控訴人会社については平成20年2月7日から、被
控訴人井上については同月10日から、被控訴人川本については同月3日か
ら、各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

第4 結論

以上によれば、控訴人の原審からの請求は、原判決が認容した限度で理由が
あるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却すべきであり、これ
と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却し、控訴人が
当審において追加した請求は理由があるから、認容することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 柳 田 幸 三

裁判官 大 工 強

裁判官 岩 坪 朗 彦

これは正本である。

平成21年7月15日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 五味路子